

令和2年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和2年6月12日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 3 議案第58号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第59号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第60号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第61号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 7 議案第62号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第63号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第64号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第65号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 11 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 12 発議第3号 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について
- 13 発議第4号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 14 発議第5号 介護負担増計画の凍結を求める意見書の提出について
- 15 発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 16 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○出席説明員

町 長 村 瀬 優

副町長	田中靖章
兼総務課長（事務取扱）	田中靖章
会計管理者	山崎勝彦
兼出納室長	山崎勝彦
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西山内努
併総務課主幹	山岸雄一
併総務課主幹	木幡幸雄
企画課長	雄谷幸裕
企画課長補佐	及川隆之
住民課長	齊藤美津雄
住民課長補佐	佐藤直美
住民課長補佐	楠本直美
兼住民課長補佐	佐藤清美
保健福祉課長	宝泉大
兼老人福祉センター所長	宝泉大
地域包括支援センター長	村上洋子
健康管理センター長	佐藤清美
保健福祉課子育て支援室長	浜頭義和
保健福祉課子育て支援室長補佐	山崎尚子
認定こども園ひろお保育園長	成田まゆみ
認定こども園ひろお保育園副園長	成田まゆみ
兼豊似保育所長	成田石輝
特別養護老人ホーム所長	成田石輝
兼養護老人ホーム所長	金平浩則
農林課長	平浩則
兼町営牧場長	平室谷直宏
水産商工観光課長	前田憲一
建設水道課長	前田盛通
建設水道課主幹	前田盛通
兼下水終末処理センター長	森谷亨
港湾課長	安岡伸弘
港湾課長補佐	

〈教育委員会〉

教育長	菅原康博
-----	------

管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司
事 務 局 次 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

町長から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

ここで、予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時38分 再開

本会議を再開します。

◎日程第2 議案第57号～日程第10 議案第65号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第10、議案第65号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

本案9件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、浜頭勝議員、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（浜頭） 予算審査特別委員会審査報告書。

令和2年第2回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。令和2年6月9日（火）、12日（金）であります。

2、事件及び審査の結果。議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について

から議案第 65 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 9 件は、審査の結果、議案第 57 号から議案第 65 号までの 9 件を「原案のとおり可決すべき」と決定しました。
以上、予算審査特別委員会報告書。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第 57 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についてから議案第 65 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 9 件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号から議案第 65 号までの 9 件を一括して討論、採決することに決しました。
お諮りします。本案 9 件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は討論を省略します。

これより議案第 57 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についてから議案第 65 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 9 件を一括採決します。

お諮りします。本案 9 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。
本案 9 件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 66 号

1、議長（堀田） 日程第 11、議案第 66 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 66 号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名につきましては、広尾下水終末処理場修繕・改築工事であります。

契約額は、1 億 5,378 万円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区北 7 条西 15 丁目 28 番 11 号、水 i n g エンジニアリング株式会社

北海道支店、支店長保田市生であります。

工事の概要であります、施工場所につきましては、広尾下水終末処理場であります。

処理場の機器更新工事でありまして、内容は曝気装置の更新一式であります。

予定工期につきましては、債務負担行為を設定しておりまして、複数年契約となりますので、本議案の議決後、令和3年11月30日までであります。

指名業者等の状況であります。水 i n g エンジニアリング株式会社北海道支店、新栄クリエイト株式会社、株式会社西原環境北海道支店の3業者をもって入札を行いまして、落札率は95%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第66号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第3号 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 発議第3号 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、

近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念の下、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として、実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナ感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、1次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望する。

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化につながる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース 45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりでございます。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第4号

1、議長(堀田) 日程第13、発議第4号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志村國昭議員、登壇願います。

1、6番(志村) 発議第4号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実、保育人材の確保、高齢化が進む中で医療・介護など社会保障の維持など、多岐にわたる行政需要への対応が求められている。さらに人口減少対策や大規模災害を想定した防災・減災、さらに新型コロナウイルス感染症対策などの課題にも直面している。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症は、影響の長期化が予想され、感染拡大の防止、地域経済と雇用対策などを実施する必要がある。

しかし、4月の今年度一般会計補正予算において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は成立したが、全国自治体が必要とする財政需要に対応できる規模に至っていない。5月には第2次補正予算が閣議決定されたが、長期化が予想される対策には、国の責任において追加予算措置を含めた対応が不可欠である。

一方で、地方の財源対応の方向性について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで同水準を確保するとしている。本年度の地方財政計画の一般財源総額は前年度比プラス1.0%の63兆4,318億円と、過去最高の水準となった。

しかし、人口減少・超高齢化など社会保障関連に加え、新型コロナウイルス感染症に係る継続的な対策を必要とする地方財政需要に対応するためには、さらなる充実・強化が求められている。

本年度補正予算及び2021年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出の的確な見積りにより、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下のことを求める。

1、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額し、その算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要な対策を実行できる財政措置を行うこと。

2、各自治体の実情に応じ実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴う地方負担は確実に交付金の対象とし、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など地域に必要な医療提供体制の整備措置を講じること。

4、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方の財政需要を的確に把握し、柔軟に対応し得る地方財源総額を確保すること。

5、子育て、地域医療確保、介護、児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、社会保障ニーズへの対応と人材確保のための社会保障関連予算の確保、地方財政措置を行うこと。

6、会計年度任用職員制度における処遇改善に向け、法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、財源を確保すること。

7、地方交付税における「トップランナー方式」は、地域の実情を無視し、交付税に求められる財源保障機能を損なう方式であり、廃止に向け検討すること。

8、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円は、同規模の財源を確保すること。

9、森林環境譲与税の基準について、地方団体と協議し、林業需要の高い自治体への譲与額を増大すること。

10、地域間の財源偏在性の是正に向け、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲など、改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税の検討に当たっては、自治体財政に与える影響を検証し、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じない対応を図ること。

11、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化を講じること。

12、本年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える財源不足があり、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

同意方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第5号 介護負担増計画の凍結を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11 番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11 番（旗手） 発議第5号 介護負担増計画の凍結を求める意見書の提出について。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

介護負担増計画の凍結を求める意見書。

政府は、通常国会に介護保険法や医療介護総合確保法、社会福祉法等を一括した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出している。

法案の目的には、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月27日に取りまとめた「第8期（2021～2023年度）介護保険事業計画」の見直しに関する意見が具体化され、内容は、低所得者の食事費負担の引上げ、利用料の月額負担上限額の引上げという2つの負担増計画である。

政府も承知のように、その後、新型コロナウイルス感染拡大により、介護現場は一変した。介護事業所は、デイサービスや訪問介護の中止・縮小を余儀なくされ、事業所は大幅な減収となり、このままでは介護事業所の倒産・廃業、介護労働者の離職が相次ぎ、介護サービスの基盤が崩れてしまう危険に直面している。

利用者にとっても、介護サービスの利用中断で身体や認知の機能に影響が出て、本人のみならず家族への負担が重くのしかかっている。

道内では、札幌市や千歳市の介護施設で相次いでクラスター（感染者集団）が発生し、感染者の全体数を押し上げ、介護現場は感染リスクにおびえながら懸命に仕事をこなし、困難を抱える状況に陥り、その長期化が予想されている。

新型コロナウイルス感染症の拡大が介護現場を直撃している下で、事業所・施設での感染拡大を防止し、安心できる施設、損失等の十分な補償こそ求められるときに、新たな負担増計画を持ち込むことは、閉鎖の危機にも直面する介護事業所への最後の一撃にもなりかねない。

介護を取り巻く状況は、社会保障審議会介護保険部会で審議されたときとは、状況が大きく変わっている。来年8月からの負担増計画は凍結し、今国会での審議は先送りすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第6号

1、議長(堀田) 日程第15、発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番(浜頭) 発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を

図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第16、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和2年第2回定例会終了後から令和2年第3回定例会ま

で。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、学校教育での情報インフラの現状と将来展望について、(2)、新型コロナウイルス感染症の影響による教育現場の実態について。

産業常任委員会、(1)、新型コロナウイルス感染症の影響による商工業支援の進捗状況について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時12分